働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、 ①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告を取りまとめた。21年度においては、報告書において指摘された課題について、対応可能なものから取り組み、その解消を図っているところである。

# (7) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定を支援している。

なお、平成21年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、783(43.5%)であり、前回20年3月末時点調査の698(38.4%)から5.1%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1.090(60.5%)となった。

# 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社 会対策大綱において、次のような方針を明らか にしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の

変化に対応して絶えず新たな知識や技術を 習得する機会が必要とされることから、生 涯のいつでも自由に学習機会を選択して学 ぶことができ、その成果が適切に評価され る生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとする NPO等やシルバー人材センターにおいて 行う活動は、自己実現への欲求及び地域社 会への参加意欲を充足させるとともに、福 祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、 世代間、世代内の人々の交流を深めて世代 間連帯や相互扶助の意識を醸成するもので あることから、誰もが、いつでも、どこで も、気軽に活動に参加できるよう、自発性 を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

#### (1) 生涯学習社会の形成

#### ア 生涯学習の推進体制と基盤の整備

### (ア) 生涯学習の推進体制の整備

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)や中央教育審議会の答申等に基づき、生涯学習社会の実現に向けた取組を促進するとともに、新たな地域づくりのための施策の企画の提案や、相談対応、地域づくりの取組の全国への普及などを促進している(図2-3-14)。

#### (イ) 生涯学習の基盤の整備

生涯学習の一層の振興を図るため、開催都道

#### 生涯学習の推進体制の整備 普及・啓発と情報提供 ・生涯学習の振興のための施策の 法令等の整備 推進体制等の整備に関する法律 ・フェスティバル等の開催 生涯学習振 の制定(平成2年6月) 各種の普及・啓発の実施 ・情報提供システムの充実 ・担当部局の設置 行政組織等の設置 多様な学習機会の提供 生涯学習審議会の設置 興の (都道府県、市町村) ・学校教育の充実 ・生涯学習推進会議等の設置 社会教育の振興 ための具体的施策 家庭教育の充実 都道府県・指定都市立生涯学習 ・スポーツ活動の推進 拠点となる施設の整備 ・文化活動の推進 推進センター等の設置 ・公開講座の開設等その他の学習機会の拡大 能力・学習成果の評価 ・全国87市町村 ・大学等での単位認定の拡大 生涯学習宣言都市 (平成20年5月現在) ・採用等における評価システムの改善 資料: 文部科学省

府県との共催により、民間の企業、団体、個人等の参加を得て、生涯学習に関する各種イベント、学習成果の発表、講演会等を集中的に実施する全国生涯学習フェスティバルを平成元年から毎年開催している。平成21年度には、10月30日から11月3日までの5日間にわたり、埼玉県で第21回全国生涯学習フェスティバル「まなびピア埼玉2009」が開催された。また、都道府県及び市町村における社会教育指導体制の充実を図るため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図った。

#### (ウ) 学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向けた取組の一つとして、各個人の学習成果を測る検定試験の質を確保すべく、民間事業者等が行う評価の主体的な取組を支援する方策について検討を行った。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、大学等で一定の学習を行った短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(専門学校)卒業者等に対して学士の学位授与

を行ってきた。

#### イ 学校における多様な学習機会の確保

# (ア) 初等中等教育機関における多様な学習機 会の確保

平成20年3月に改訂され、21年4月から一部 先行実施されている新学習指導要領では、引き 続き、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対 する理解を深めるため、小・中・高等学校にお いて、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験 活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動 の充実を図ることとしている。

さらに、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進する「豊かな体験活動推進事業」において、小・中学校等を指定し、世代間交流など命の大切さを学ばせる体験活動を行う「児童生徒の輝く心育成事業~ふれあい応援プロジェクト~」を実施するとともに、「高校生の社会奉仕活動推進校」を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を行った。

# (イ) 高等教育機関における社会人の学習機会 の提供

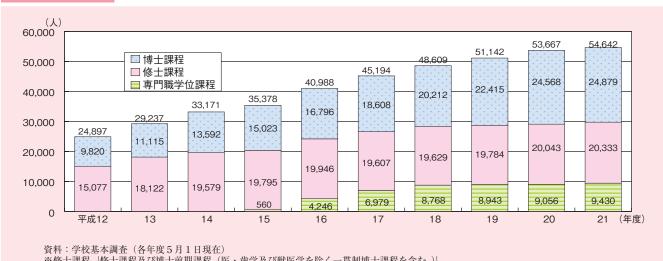
生涯学習のニーズの高まりに対応するため、 大学においては、社会人入試の実施、夜間大学 院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制 度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き 続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会 人の受入れを促進してきた(図2-3-15)。

また、大学等の学術研究・教育の成果を直接 社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座 を実施するなど高度な学習機会を提供してい る。

さらに、大学・短期大学・高等専門学校にお ける教育研究資源を活用した、社会人の再就職 やキャリアアップ等に資する短期間の実践的教 育プログラムの開発・普及を支援することに よって、社会人の学び直しの機会の充実を図った。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送 (衛星放送) を利用して、幅広く国民に大学教 育の機会を提供した(図2-3-16)。

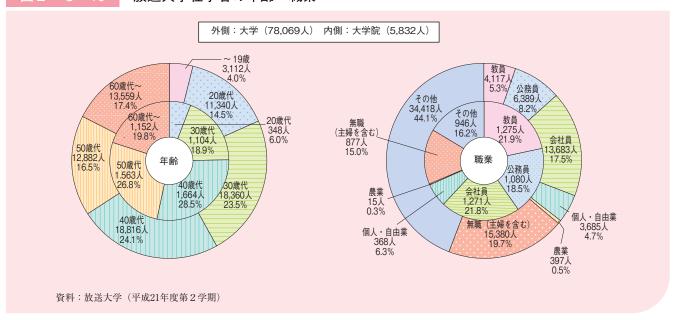
#### 図 2 - 3 - 15大学院の社会人学生数の推移



※修士課程{修士課程及び博士前期課程(医・歯学及び獣医学を除く一貫制博士課程を含む。)}

博士課程 {博士後期課程 (医・歯学及び獣医学の博士課程を含む)}

#### 図2-3-16 放送大学在学者の年齢・職業



### (ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めている。

また、小・中学校の余裕教室について、地方 公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設 などへの転用を図れるよう、取組を支援してい る。

# ウ 多様な学習機会の提供

#### (ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設においては、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進してきた。

また、インターネットを活用した「エル・ネット」教育情報通信ネットワークにより、多様な学習機会の提供を図るとともに、地域における学び・交流の場の拡大に努めた。

#### (イ)文化活動の推進

地域の文化活動の振興を図るため、以下の取 組を通じて文化活動の活性化と定着化を図っ た。

- ① 地域の文化活動の振興を図るため、地域文 化リーダーや地域の顔となる文化芸術団体の 育成と地域の文化芸術活動の発信・交流、大 学と地域の交流・連携の促進事業を行った。
- ② 国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会を提供した。
- ③ 国立の博物館等における高齢者に対する優 遇措置や、バリアフリー化等による芸術鑑賞 機会の充実などを行った。

### (ウ) スポーツ活動の振興

総合型地域スポーツクラブの全国展開の推進、全国スポーツ・レクリエーション大会(宮崎県)の開催等各種施設を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

# (エ) 自然とのふれあい

自然公園等の利用者等をはじめ、国民だれもが自然とのふれあい活動や自然体験が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動のイベント等の情報をインターネット等を通じて提供した。

# エ 勤労者の学習活動の支援

生涯学習社会を形成するためには、時間的余裕に乏しく、学習歴や学習目的も多様な勤労者が、学習活動に参加しやすい条件を整備することが必要である。

このため、有給教育訓練休暇制度等の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者の自発的な能力開発を支援している。

#### (2) 社会参加活動の促進

#### ア 高齢者の社会参加活動の促進

# (ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者自身が社会における役割を見いだし、 生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている(図2-3-17)。

また、高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくため、都道府県及び市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、高齢者の生きがいと健康づくり

活動への支援等を行っている。さらに平成21年 9月には全国健康福祉祭(ねんりんピック)を 北海道・札幌市で開催した。

さらに、高齢者等、様々な世代の方々がボランティアとして参加し、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを支援する「学校支援地域本部事業」や、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、体験や交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を全国で推進している。

### (イ) 高齢者の海外支援活動

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、引き続き独立行政法人国際協力機構を通じシニ

ア海外ボランティア事業を実施した。平成21年 度は、TICAD IV で表明された 「水の防衛隊」 (アフリカ地域での安全な水供給への協力) に シニア世代の持つ豊富な専門技術・経験を活用 した (図 2 - 3 - 18)。

# (ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等が日常生活において適切に情報を得ることができるよう、テレビジョン放送における字幕放送、解説放送等の充実を図ることは重要である。このため、字幕番組、解説番組等の制作に対し助成を行うなどして、平成19年10月に策定した20年度から29年度までの字幕放送と解説放送の普及目標を定めた行政指針の実現を目指し、各放送局の自主的な取組を促している。

高齢者の社会参加や世代間交流の促進、社会活動を推進するリーダーの育成・支援、さらには関係者間のネットワーキングに資することを目的に、地域参加に関心を持つ者が情報交換や多様な課題についての議論を行う「高齢社会



フォーラム」を7月に東京、10月に福岡市において開催した。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者(エイジレス・ライフ実践者)や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、平成21年度においては、個人47名及び33団体を選考し、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

### イ NPO 等の活動基盤の整備

ボランティア活動の基盤の整備については、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図るため、全国社会福祉協議会内の全国ボランティア活動振興センターに補助を実施した。全国ボランティア活動振興センターでは、全国ボランティアフェスティバル開催やボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施した。

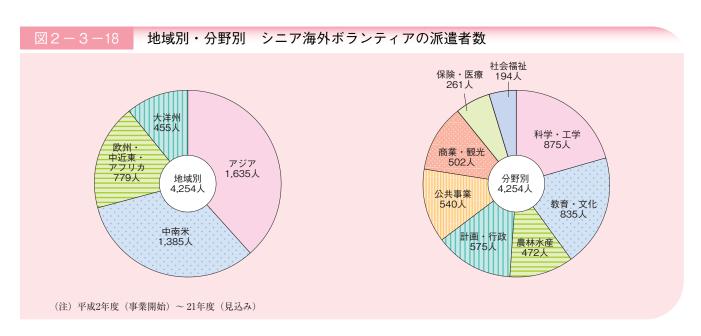
また、地方自治体や民間団体等に対し、「地域福祉等推進特別支援事業」として、既存の制

度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組へ補助を実施した。

高齢者福祉、共働き支援、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図る。ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しては、民間金融を補完しつつ、日本政策金融公庫を通じてソーシャルビジネス事業者に対する融資を実施することで資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指す。

さらに、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特定非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報が入手できる「NPOポータルサイト」の運用などを行い、市民活動に関する情報の提供などを行っている(表2-3-19)。

さらに、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等に



おいてパークボランティア(約1,700名)を養成し、その活動に対する支援を全国25国立公園等40地区で実施した。

多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを養成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施している。

このプログラムは、高齢者分野において社会活動にたずさわる日本の青年を海外へ派遣するとともに、海外の民間組織で活動する青年リーダーを日本に招へいし交流することで、我が国の社会活動の中核を担う青年リーダーの育成と相互のネットワークの形成を目指すものである。

平成21年度は、10月に日本青年9名を英国へ派遣し、英国の高齢者政策を学ぶとともに高齢者支援活動の現場を視察し、そこで活動する青年達との意見交換を行った。また、翌22年2月に英国、フィンランド及びドイツの高齢者分野で活動する青年リーダー計13名を日本に招へいし、セミナーへの参加や現場視察等を行い、日本青年との意見交換等を行った。



# 4 生活環境

「生活環境」分野については、高齢社会 対策大綱において、次のような方針を示し ている。

住宅は生活の基盤となるものであることから、生涯生活設計に基づいて住宅を選択することが可能となる条件を整備し、生涯を通じて安定したゆとりある住生活の確保を図る。そのため、居住水準の向上を図り、住宅市場の環境整備等を推進するとともに、親との同居、隣居等の多様な居住形態への対応を図る。また、高齢期における身体機能の低下に対応し自立や介護に配慮した住宅及び高齢者の入居を拒否しない住

#### 表2-3-19 特定非営利活動法人の認証数

所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数	所轄庁名	認証数
北海道	1, 558	神奈川県	2, 433	大阪府	2, 646
青森県	279	新潟県	510	兵庫県	1, 443
岩手県	330	富山県	264	奈良県	328
宮城県	528	石川県	271	和歌山県	294
秋田県	217	福井県	215	鳥取県	178
山形県	336	山梨県	300	島根県	212
福島県	517	長野県	776	岡山県	518
茨城県	479	岐阜県	558	広島県	594
栃木県	438	静岡県	898	山口県	343
群馬県	639	愛知県	1, 270	徳島県	250
埼玉県	1, 379	三重県	509	香川県	230
千葉県	1, 482	滋賀県	454	愛媛県	290
東京都	6, 412	京都府	959	高知県	243

資料:内閣府大臣官房市民活動促進課(平成21年12月末現在)

所轄庁名	認証数	
福岡県	1, 307	
佐賀県	286	
長崎県	405	
熊本県	479	
大分県	424	
宮崎県	294	
鹿児島県	541	
沖縄県	402	
都道府県計	35, 718	
内閣府	3, 088	
全国計	38, 806	